

それでは皆さん、ゆうちゃん

第2章では、**職業の範囲って誰が決めてるの？** ということを理解するために、  
《**エステティック業の職業の範囲と、関連する職業の範囲**》について学びます。

ここでは、エステティック業の職業の範囲としていますが、  
リラクゼーション業や、理容業、美容業、  
また医療業の方にも大いに関係がありますので、一緒に学んで行きましょう！

ゆうちゃん：「はい！」

## 1. 日本標準産業分類

【**日本標準産業分類**】とは、  
日本の省庁である総務省が作成していて、公的に経済活動などの統計を作成する時に、  
分かりやすいように分類しているものなのね。  
その分類方法は、モノやサービスを生産したり販売したりする「**事業所**」を  
関連する産業別にグループ分けをして、それぞれ産業に名前を付けて分類して、  
その**職業の範囲**を定義しています。

エステティック業は、  
2002年（平成14年）に、《**エステティック業**》として単独で登録されました。

第1章の【**職業についての法律**】で学んだように、  
エステティック業は美容業から細分化されていましたね。  
なので、関連する産業別のグループ分けとしては、

→ 《**大分類N 生活関連サービス業、娯楽業**》  
→ 《**中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業**》  
そして、→ 《**細分類7892 エステティック業**》 となっています。

ということで、日本における**産業の名前と職業の範囲**は、  
この**日本標準産業分類**によって決められているということね。

## 2. エステティック業・リラクゼーション業に関連する職業

それでは次に、【エステティック業・リラクゼーション業】に関連する職業の一覧を見てみましょう。

青字で書かれているのは、

《 個人の国家資格による免許が必要な職業 》ね。

赤字で書かれているのは、

《 業界団体の認定資格や技能検定試験が行われている職業 》ですが、

国家資格のような強制力はない自由業です。

今回は主に、施術を行う職業について説明しますね。

表の見方は、真ん中が健康な人、

エステシャンやセラピスト、アロマセラピスト、整体師などは、

《 健康な人に対して、それぞれの目的の施術を行う職業 》ね。

左側は、理容師、美容師、メイクアップアーティスト、ネイリストなど、

《 より健康で美しく、主に外面的なケアと装飾技術の職業 》です。

一番右側の、医師 お医者さんは、

《 病気やケガをしている人に対して、

診察や診断、治療などを医学に基づいて行う職業 》

お医者さん以外の看護師、理学療法士、作業療法士などは、

《 お医者さんの指示を受けて、患者さんの診察や治療の補助を行う職業 》です。

健康美と病気の間、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師は、【 医業類似行為 】と言われていて、

《 お医者さんの専門的知識、技能を 必要としない範囲 の、

病気やケガの治療や、病気やケガの予防のための健康管理を行う職業 》です。

第1章では、

- ◇ エステティック業が、《業種に対して規律を定めた業法による職業》や、《個人の国家資格による免許が必要な職業》の、**職業の範囲に抵触してはいけない**ということを学びましたね。

今回はもうひとつ、反対に、

- ◇ 自由業であるリラクゼーション業をはじめとして、国家資格による免許を取得している理容業や美容業、医療業の方たちが、《エステティック業の職業の範囲の業務を行う場合》

**エステティック業が規制されている法律を守らなくてはならない！**

ということも説明します。

ゆうちゃん、先ほどの説明の中で、

「エステティシャンやセラピスト、アロマセラピスト、整体師の皆さんは、《健康な人に対して、**それぞれの目的**の施術を行う職業》です。」と、**それぞれの目的**と あったのを覚えているかな？

**ゆうちゃん**：「うん！ピンクで大きく書いてあったから、覚えてるよ！」

おっ！すごい！すごい！ それでは、今から、その説明をしますね。

**ゆうちゃん**：「はい！」



リラクゼーション業の職業の範囲は、（心身の緊張を弛緩させるのみのもの）  
となっていますので、

その目的が、

（皮膚を美化して体型を整えるもの）という、エステティック業の職業の範囲の施  
術や、

（疲労回復や痛みの緩和、治療を目的）とした 医業類似行為のものは、  
職業の範囲に含まれないんですね。

そして、但し書きには、

エステティックを業とする者がその業務を行う事業所は細分（エステティック業）  
[7892] に、

医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所は大分類P－医療、福祉（療術  
業）[835] に分類される、となっています。

これは、エステティック業や、医業類似行為を業とする事業所には、  
リラクゼーション業（手技を用いるもの）の職業の範囲は含まれるということね。

だけど、リラクゼーション業の職業の範囲は、（心身の緊張を弛緩させるのみのもの）  
であって、

エステティック業の美容目的の（皮膚を美化して体型を整えるもの）や、  
（疲労回復や痛みの緩和、治療を目的）とした医業類似行為のものは含まれない  
ということです。

今まで学んできた職業の範囲は、ひとつひとつの職業を見てきましたが、  
ひとつの事業所で、エステティック業とネイルサロン業、美容業とネイルサロン業な  
ど、業種を重複してサービスの提供をしている事業所も、たくさんあります。

**ここからがポイント！**です。

最近では、リラクゼーションサロンや、アロマセラピーサロン、  
理容室や美容室、鍼灸院や整骨院、医療機関などでも、  
全身のスキンケアやプロポーションメイク、美容脱毛など、  
エステティック業の職業の範囲となる **皮膚を美化して体型を整える** という  
**全身の美容目的** の施術サービスを提供しているサロンが増えていきますね。

第1章で学んだように、エステティック業は、産業が発展する過程で、  
《技術的なことや契約に関することなどの消費者トラブル》がたくさんあって、  
その都度、**法律で規制**されてきたんですね。

リラクゼーションサロンや理容室、美容室、  
鍼灸院や整骨院などの看板を掲げていても、  
**皮膚を美化して体型を整える** という、**全身の美容目的**の施術サービスの  
提供をしていれば、お客様は美容効果を求めてその施術サービスを受けられます。

メニューとしての表示ではなく、消費者から見て、  
**皮膚を美化して体型を整える全身美容を目的とした** 施術サービスを提供してれば、  
法的にはエステティック業と同じ法律で規制されますので、  
しっかり理解して、法律を守ってサロン運営を行いましょう。

第2章では、**職業の範囲って誰が決めるの？** ということを理解するために、  
《エステティック業の職業の範囲と、関連する職業の範囲》について学びました。

次の第3章では、《職業の範囲の具体例》をクイズで学んでいきます！

ゆうちゃんには、皆さんを代表して答えてもらうので、頑張っね〜♪

**ゆうちゃん**：「はい。頑張ります！」

それでは、第3章をお楽しみに！

#### 【参考文献など】

厚生労働省ホームページ 《健康・医療》

総務省ホームページ 《日本標準産業分類》